

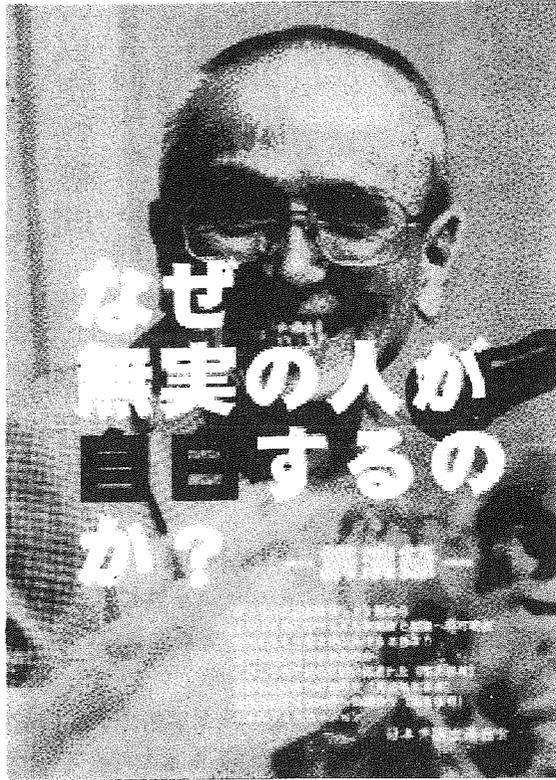
●本紙ヘッドライン

くりかえされる えん罪に終止符を!

国民の権利として「密室の取り調べ」にNOを! 「取り調べの全面可視化」にGOを!

えん罪 人権

▶菅家さん。「なぜ無実の人が自白するのか?」(日弁連講演録・頒価200円)より。



3月26日、1990年におきた足利事件(女児誘拐殺人)の再審で、無期懲役囚とされていた菅家利和さん(63才)に宇都宮地裁は無罪判決を言い渡した。

4月1日には、警察庁が報告書を公表。最高検察庁(最高検)も報告書を公表し、記者会見をしたが、取り調べの可視化など、踏み込んだ再発防止策の言及は一切なかった。また、宇都宮地裁が再審判決で、違法とした取り調べ(菅家さんが自白の否認後、再び犯人として追求した件)について、伊藤鉄男最高検次長検事から「判決は自白に影響を与えたと言ってるわけではない」と、自白追求を肯定する発言も飛び出した。

10年前の2000年7月、最高裁判所が検察側の主張を受け、これまで証拠とされなかったDNA鑑定に「証拠能力を認める」と初判断を示し、足利事件の誤判・えん罪を決定づけた。

弁護団は第1審から鑑定の信頼性に疑問を投げかけ、再鑑定により獄中の菅家さんを救い出した。ではなぜ、最高裁は救えなかったのか?やはり、自白に偏重し、科学的証拠を自白の補強手段としてみる、ずさんな刑事捜査を迫認してきた日本の司法制度の欠陥が感じられる。くりかえされるえん罪の防止のため、取り調べ可視化の早期導入が課題となるなか、その意義と刑事司法改革の展望をうかがった。

日本の刑事司法を国際的な水準に。

可視化法の制定から。日本弁護士連合会 取調べ可視化実現本部 伊藤和子事務局次長に聞く

——ほとんどの人は刑事事件とは関わりがないので、足利事件は例外的なケースと思いがちです。そこで裁判について、弁護士の実務につく前と後でどう感じていたのか、その辺りから話していただけますか。

伊藤 私は「名張毒ぶどう酒事件」という死刑事件に長年、関わってきました。私の経験から、刑事司法の教科書に書かれている「疑わしきは被告人の利益」という原則が忠実に守られていないことを強く感じています。

司法修習生で裁判の実務修習をしたときは、裁判は公平なものと感じました。「疑わしきは被告人の利益」という根本原則から、裁判所が公正な判断をくだし法的正義を実現していくという期待から、一時は裁判官になろうかとも思いました。しかし、弁護士として実務をしてみると、一度、容疑者が自白させられると、フリーパスで裁判の証拠となり、検察側の主張がワンサイドゲームで認められる事件が横行していて、ショックを受けました。

密室で被告人を取り調べる過程で、問題のある取り調べが

いとう かずこ●1966年生まれ。早稲田大学法学部卒業。94年弁護士登録。オリーブの樹法律事務所。人権NGOヒューマンライツ・ナウ事務局長。調布駅前暴行事件、名張毒ぶどう酒事件などのえん罪事件に関わる。2004年～2005年、ニューヨーク大学ロースクール客員研究員として、アメリカの刑事司法を研究。

あってもおかしくない裁判官は考えるべきなのに、いくら自白した経緯に弁護側が疑問を投げかけても裁判所ではほとんど通りません。えん罪として無実を主張する被告人や再審を求める人がたくさんいますが、その主張がぜんぜん通らない。そういう現実が繰り返されています。

——やはり、自白があると検察の主張にお墨付きを与え、弁護側の口をはさむ余地をなくしているのですね。

伊藤 日本では、刑事裁判の有罪率は99.9パーセントで、異様に高いとみられています。刑事裁判で無罪になるケースは極めて少ないのです。1980年代に「免田事件」、「財田川事件」、「松山事件」、「島田事件」と、死刑が確定した事件が再審で、次々と無罪になりました。



▲80年代の4大えん罪事件の再審無罪判決の新聞報道。左から「免田事件」、「財田川事件」、次ページ「松山事件」、「島田事件」。

これを「4大えん罪事件」といいます。免田栄さんをはじめ4人の死刑囚が次々と釈放され、「死刑台からの生還」と大きく報道されました。そして、「これを機に日本の刑事裁判も改めよう」という機運も生まれました。

しかし、その後、刑事裁判の現状は変わりませんでした。さらに、私が弁護士の実務についた頃にオウム事件がおき、90年代後半から裁判は厳罰化の方向に向かいました。裁判で真実が究明される前に、容疑者となっただけで悪い人だと断罪される世相が非常に強くなったと思います。——オウム真理教の松本サリン事件も第1通報者の河野さんへのえん罪がありました。報道被害もひどかったですね。

足利えん罪事件の持つ意味とは

——「足利事件」の被害者である菅家利和さんに無罪がいわれたされましたが、この事件にどんな感想を持っていますか。
伊藤 「足利事件」は、DNA再鑑定で菅家さんが犯人ではないと明らかになった事案です。同時に菅家さんが虚偽の自白をさせられていた事実も明らかになりました。

これまでは自白がある事案では多くの場合、裁判所が自白に依拠して検察側の主張を認め、有罪認定をしてきました。この自白に依拠した司法判断のおかしさを見直すきっかけになったと思います。

菅家さんは間違ったDNA鑑定を突きつけられて自白をさせられましたが、逮捕される前の任意の取り調べで自白をしています。13時間という、日本のスタンダードからみれば短い時間に自白に追い込まれました。いままでの裁判実務では、逮捕状もない任意同行の取り調べですと、「自白になんの強制もないはず」とされ、自白の信用性は高いと判断されてきました。

「名張毒ぶどう酒事件」は40数時間の取り調べで自白させられました。それくらい長時間の取り調べを受けた事案でも、これまで裁判所は「強制はない」と判断してきました。10日

間くらい朝から晩まで取り調べたぐらいで、やっと自白の任意性や信用性を巡って裁判所が疑問を持ち始める、という状態です。

いままでの実務からみると、「足利事件」は短時間の取り調べの部類に入りますが、このケースを通じて、13時間の取り調べでも無実の人を追いつめ、虚偽の自白に追い込めることが明らかになったのです。

また、今までは、殺人事件などの重大事件については、「自白すれば死刑や無期懲役の可能性もあるのだから、そう簡単に虚偽の自白をするはずはない」という思い込みが裁判所にあったと思います。

しかし、「足利事件」は幼女殺しの事件で、さらに菅家さんに余罪として2件の幼児殺し事件についても虚偽の自白をさせられています。こういう死刑にもなりかねない場合でさえ、人は十数時間ほどで簡単に虚偽の自白に追い込まれてしまう。そのことが足利事件を通じて明らかになったのです。いかに密室の取り調べに危険性があるのか、それが明白になった点で社会に大きな警鐘を鳴らしたといえます。

部分的な録画の恐ろしさ

——密室の取り調べにえん罪の大きな原因があり、これをなくしようと、以前から日弁連は「取り調べの可視化」を訴えてきていますね。

伊藤 1999年7月に小淵内閣が司法制度改革審議会を設置し、司法改革が始まりましたが、日弁連ではこの司法改革の一環として、取り調べの可視化と弁護士の立会いなどを提案してきました。しかし、司法改革の議論の中では実現してこなかったのです。

——昨年の夏から裁判員制度の裁判が始まり、これに合わせて検察庁や警察庁は部分的な可視化をスタートさせましたが、日弁連は「全面的な可視化の実現を」と批判していますね。その理由はどこにあるのですか。

1984年11月17日 水曜日

仙台地裁 松山事件も えん罪

死刑囚再審 三たび無罪

血痕の証拠性否定 自白調書、信用できぬ

重藤さん 29年ぶり釈放



証拠ね

さう

1989年11月31日 火曜日

赤堀さん、34年ぶり無罪

「自白、信用性薄い」 凶器は石「なお疑問」

鳥取事件死刑囚もえん罪 静岡地裁 再審判決



七日

▲新聞トップに自白の文字が踊っている。「死刑囚」の烙印を押された4人のえん罪被害者とも、全て虚偽の自白をさせられていた。

伊藤 まず、「部分的な可視化」は言葉になっていません。可視化というのは最初から最後までやって可視化したことになります。部分的であれば、可視化したことにはなりません。

部分的な場合、検察側がいいとこ取りで、そこだけ取り出されますから、かえって真相は隠され、誤判(誤った判決)の原因になりかねません。

「足利事件」でも、また再審の開始を決定した「布川事件」でも、自白をした部分の録音テープがあります。「足利事件」では再審公判でもテープが再生されましたが、「案外、取調官がおとなしかった」という感想を持つ人が多くいました。

どうしてかという、菅家さんは最初の任意同行の際に暴力をふるわれ、その後の取り調べも過酷なもので、その過程で警察に強い恐怖心を持ち、自白に至りました。その最初の恐怖心がずっと抜けきれず、検察官の前でも自白をしています。そして、公判後にいったん否認に転じたのに、その後の検察官の取り調べで説得されて、再び自白をしてしまいます。そのとき、取り調べにあたった検察官がものすごく厳しい追及をしたわけではないのに、です。

なぜ菅家さんが恐怖心をいだいたのか、どうして萎縮して自白してしまったのか。その根本の原因となる最初の取り調べや有形力の行使のシーンが録画・録音されていない限り、真相はぜんぜん分かりません。

また、虚偽の自白は、自分がやってもいないことを説明させられるわけで、すらすらと話せるものではありません。「布川事件」では、本番の録音の際にすらすらしゃべれるようにリハーサルを何回もした上で録音テープを取って、そのうえで自白の録音として提出していたそうです。こうしたリハーサルの過程も、一部録画では全部カットされることになるのです。

——部分的な録画は、虚偽の自白の再現ドラマになりかねない。ねつ造に手をかすことになる危険があるのですね。

伊藤 そうです。裁判員制度のもとで、特にこの一部録画の

影響が心配です。

例えば、裁判員の方がビデオ録画された自白を見た場合、自白に追い込んだ過程が隠され、結果だけを見せられるわけです。裁判員は本人がすらすらと自白しているので、文書に自白が書かれている以上に強い説得力を感じ、大きな影響を受けて、その一部だけの録画を根拠に有罪の判断をする可能性も高くなり、新たな誤判の温床になりかねないと思います。

無実の「死刑囚」、124人の衝撃

伊藤 実際にアメリカでは数年前に部分的な取り調べの録画による死刑えん罪が大きな問題になりました。



「名張毒ぶどう酒事件」の奥西さんは、40数時間の取り調べで自白させられた。それでも、強制とは、みなされていない。



再審が決まった「布川事件」の桜井さんと杉山さん。自白内容をすらすらと話せるようにリハーサルを何回も重ねて、その後収録した録音テープが裁判所に提出されている。部分的な録音は「ねつ造まがい」といえそうだ。

各国の取り調べ状況

(日弁連調べ、'10年3月)

	全過程の録画録音	弁護人の立ち会い
イギリス	○	○
アメリカ	○ 約15州	○
フランス	○ 休憩時間等を除く	○
ドイツ	×	○
イタリア	○	○
オーストラリア	○	○
日本	×	×
韓国	○	○
香港	○	○
台湾	○ 運用は△	○
モンゴル	×	○

アメリカでは州によって取り調べの取扱いが違いますが、取り調べを部分的に録画している州も結構あります。そうした一部録画をしている州で強制された自白がビデオ撮影されて陪審員の前に証拠として提出されました。

ビデオ録画は迫力もあるので、非常に説得力があり、陪審員は部分録画の自白シーンを見て「ああ、これはまちがいない」と有罪にしました。ところが、その後、DNA鑑定の結果、その事件はえん罪だと明らかになりました。

—NHKの『クローズ・アップ現代』に出演して、話されたアメリカのケースですね。

伊藤 当時、124名も無実の死刑囚がいたことが判明し、次々と釈放されました。その多くの事件で虚偽の自白が関係していたのです。

その反省から、アメリカでも全面可視化へと方向が変わっています。自白の強要など捜査の誤りをなくすため、取り調べの全過程を録画することが、アメリカ各州の警察に広がっています。

—他の国々はどのような状況ですか。

伊藤 ヨーロッパ諸国はだいたい取り調べの全面可視化を実現しています。いわゆる旧西側のヨーロッパ諸国。それからオーストラリア、カナダ、アメリカでは立法のある州と判例で認められた州を合わせると約15州ぐらいになります。

韓国、香港、台湾といったアジアの国々も取り調べの可視化を実現しています。その意味ではアジアのなかでも、日本は後進国になりつつあるという状況です(上の表を参照)。

自白の強要は拷問では？

—菅家さんの場合、取調室での暴力が背景にありますね。密室の暴力は拷問です。あまりいわれませんが、可視化の問題は拷問を防止することでもありますね。

伊藤 そうですね。菅家さんは任意同行の取り調べでしたから、逮捕前の任意同行から録画すべきだという意見もかなりでています。

また、直接に暴力を振るわれなくても、人は心理的にも追いつめられます。警察の捜査官がよくやるのは、机をバンバ

ン叩いたりする対物暴力や、耳元で怒鳴るとか、罵倒するとか、被疑者を壁にずっと立ちっぱなしにさせることなど、間接的なやり方です。

日本の警察で肉体的な拷問をしているケースもあります。日本の警察で肉体的な拷問をしているケースもありますが、怪我でもして診断書を取られると大変なので、直接的な暴力以外の方法で心理的に圧力をかける取り調べも広く行われています。

また、共犯者が自白していないのに、「あいつはもう自白しているぞ」とウソをついて絶望させ、自白をとる「切り換え」というやり方や、「自白をしたら早く出られる」という約束によって自白を促すのは違法な取り調べ方法ですが、実際には横行しています。そういう違法な取り調べを抑制するためにも全面的な可視化は必要だと思います。

全面可視化を拒否する理由

— 検察OBの方がテレビの報道番組で、コメンテーターとして出演し、全面可視化できない理由に「アメリカには司法取引やおとり捜査があるが日本はできないので、全面的な可視化は捜査の支障になる」といっていましたが……。

伊藤 それは全く別問題であると日弁連は考えています。

個人的には司法取引はひとつの考え方としてあるのかもしれないと思いますが、よく検討する必要があります。刑事司法の効率化の観点などから賛成論もありますが、もう少し長期的視点にたって、検討すべきです。

一方、誤判・えん罪の被害はいままさに起きていて、取り返しがつかない重大な人権問題です。この瞬間も誰かが取り調べを受け、誰かが虚偽自白をさせられているかもしれないという、現在おきている人権侵害の問題なのです。一刻も早く解消しなければなりません。このことは足利事件でも明らかになったのですから、とにかく全面可視化は一日も早く導入すべき問題です。

—実際に検察庁は司法取引を入れれば全面可視化をするのでしょうか？

伊藤 司法制度改革審議会で2000年頃から議論してきましたが、日弁連はずっと「取り調べの全面可視化をすべき」と主張し、そのつど、検察に近い委員は、「それに代わる代替措置が必要」だとして、司法取引の導入をはじめ、様々な提案をしてきました。

しかし、検察庁は司法取引について明確なビジョンを示したのかというと、この10年間、何もしていないのです。そして、いままた同じことをいっているのです。

取り調べ全面可視化をさせないために、問題先送りのために、「司法取引」などの議論を持ち出して、可視化を棚上げにしようとしていると考えざるをえません。

—つまり、論点のすり替え、ためにする議論ですね。

伊藤 「可視化をする以上、治安維持のために、自白に代わる代替手段が必要」ということで、司法取引のほかにも、刑事免責や、おとり捜査、監視カメラの問題や盗聴をもっと

認めようという議論もあります。しかし、いずれも人権や捜査の適正の観点から大きな問題をはらむ捜査手法です。

刑事免責についていえば、アメリカでは免責を得たいがために嘘の情報提供をする犯罪者が多く、そうした証言のためにえん罪の犠牲になる人々がいると報告され、刑事司法をゆがめる原因になっているとの深刻な指摘があります。こうした実情をよく研究することなく、安易に導入すべきでないと思います。

また、盗聴についていえば、現在、盗聴を認める法律がありますが、人権の観点から盗聴を認める範囲は制限されています。治安維持のため、ということで、盗聴の範囲を拡大することになって簡単に誰でも捜査機関に盗聴されるようになってしまえば、大変な問題です。

——どれもえん罪の防止策とは、まったく関係ないですね。

伊藤 これらの捜査手法は人権の観点から非常に問題があると思います。一概に治安維持のためということで認めることはできません。DNA鑑定の問題ひとつとってもそうですが、拙速な議論をするべきではなく、議論するなら別の機会にきちんと議論すべきだと思います。

国連で問われる日本の警察・司法文化

——全面可視化に反対するもうひとつの理由として「録画すると容疑者が話しづらくなり、真実の追究ができなくなる」と話していました。基本的な疑問として、警察が「真実を追究する」というのは恐ろしいというか、おかしくはないでしょうか。

伊藤 2008年に国連の自由権規約委員会が、「日本の人権状況を改善するべきだ」と日本政府に勧告し、なかでも、取り調べの問題が大きく取り上げられました。

そのとき、ジュネーブで国連の人権委員が「取り調べの時間が長いので制限すべきだ、取り調べを可視化すべきだ」と意見を述べました。これに対する日本の政府答弁は「日本において、取り調べは真実を追求するために非常に重要である」というものでした。

最終的に、国連の自由権規約委員会は、日本への総括所見（最終見解・勧告）を採択しましたが、そこには「刑事事件捜査における警察の役割は真実を確立するのではなく、むしろ裁判のために証拠を収集することであることを認識すべき」と勧告しています。

さらに「裁判所に対して、警察の取り調べで作成された自白に拠るのではなく、現代の科学的な証拠に信頼を置くよう促すことを認識すべきである」と日本政府に勧告したのです。

——まさに「警察が真実を追究するなら裁判所はいらない」という指摘ですね。裁判所も「警察の自白偏重の文化を増長させるのを止めなさい」ということですね。

伊藤 警察の一部が自白偏重になってしまうのは、裁判所にも大きな責任があると思います。

裁判で弁護側が何をいっても、結局自白の信用性が認められ、有罪になるのであれば、警察の捜査官は自白に頼り、どんな方法を使っても自白を取ろうとすることは、しごく自然です。そうすることによって有罪にできるのですから。それを許しているのは裁判所の自白に寄りかかった、自白偏重のものの考え方だと思います。

最高裁は明確に自白偏重ときっぱり手を切り、方向転換することが、いま非常に重要ではないでしょうか。その意味では、「足利事件」で警察が悪い、検察が悪いというだけではなく、裁判所の自白偏重そのものを改めるかが問われていると思います。

異様にみえる日本の刑事捜査

——海外では警察の取り調べはどんな感じですか。

伊藤 アメリカでは、警察の取り調べ時間はインタビュー程度でいたい2、3時間で終わっているといいます。アメリカでは2、3日間しか取り調べはできませんし、また、「取り調べが嫌だ」と言えば、拒否できます。

一方、日本は23日間も警察が取り調べることができます。異常というか、外国の方がこの話を聞くと、みんなげんやりますね。

というのは、アメリカでは2、3日間しか取り調べができないにもかかわらず、虚偽の自白をしてしまった人がたくさんいて、虚偽自白によるえん罪が非常に問題になっているからです。ですから、日本が23日間も取り調べができるという話を聞いただけで、非常に途方もない気持ちになるようです。

——一般に話す方も聞く方も3時間が限度ですね。供述を取るだけなら3時間で充分だし、それ以上にねれば精神的に苦痛を与えることになりますね。

伊藤 取り調べの時間がこれだけ長いだけでも、それを前提とする日本の刑事裁判は大きな問題があり、異常だといえます。

検察が最後に自白に追い込む

——取り調べには警察官と検察官が関わりますが、この区分というか、違いはどうなのでしょう。

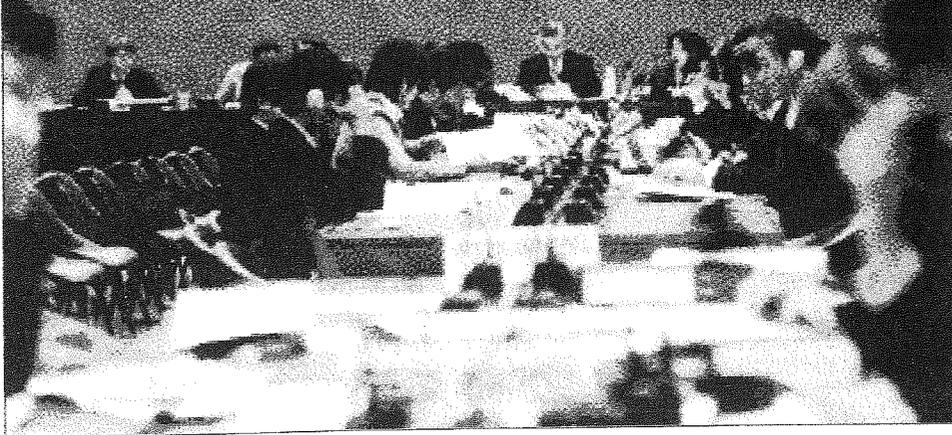
伊藤 最初は警察が調べますね。警察が調べて自白をチェックするのが検察官の役割です。警察が取り調べをしても自白をしない人を最後に自白させるのも検察官という役割分担です。

検察が非常に追求め、取り調べをしているとは、一般の方は思っていないのではないのでしょうか。

——やはり刑事ドラマしか知らないですから、警察は高圧的だけれど、検察は比較的紳士的だと……。

伊藤 しかし、特に、特捜部の事件などで、検察による追及的な取り調べがなされた、という訴えがあちこちから聞こえてきます。

「刑事事件捜査における警察の役割は真実を確立するのではなく、むしろ、裁判のために証拠を収集することであることを認識すべき」(勧告文より)



取り調べが全面可視化されると、裁判所にも取り調べ過程が明らかになりますが、同時に、報道を通じて一般国民にも取り調べ過程がどんな状況なのか解ると思います。

そうすると、「捜査段階で自白をした人は真犯人だ」と国民が単純に思い込むことは少なくなるかもしれません。

いまは、警察の情報を通じた事件報道から国民が知られるのは、逮捕されて一日、二日たった人が、「容疑を認めました」という結果だけです。容疑を認める過程でどんな取り調べがあったのか、いっさい報道されません。

それでは、普通に事情を聞いてみたところ、素直に容疑を認めただ、というような印象を与え、「やったからこそ認めたのでしょ」という思い込みが広がるのも無理がないですね。そして、それを公判になって覆して「本当はやっていない」と言ったところで、市民はその言い分を信用しないかもしれません。

しかし、取り調べ室の状況が法廷や社会に明らかになれば、なぜそんなような自白をしたのか、白日のもとにさらされます。警察のひどい捜査方法も維持できなくなります。その意味でも、取り調べの全面可視化することは意義があると思います。

6時間以上の取り調べで誤判に

——逆にいうと、代用監獄制度によって、23日間も警察のもとに被疑者が拘束されるのは、警察が自白を強要する時間を確保しているように思えるので、外国の方はそれ自体が驚きなのでしょう。

伊藤 無実の人が虚偽自白に至るのに10時間ぐらいあれば、簡単に追い込むことができます。菅家さんも13時間です。23日間というとその何倍にもなる、大変な状況です。

アメリカの専門家は「6時間以上の取り調べで誤判、虚偽自白のリスクはある」といっていますから、23日間というのは黙秘権それ自体を侵害するような取り調べだと思えます。

日本の場合、取り調べに受忍義務があつて、取り調べを拒否することができません。諸外国ではないことです。取り調べを受けるも受けないも本人の自由ということになって

います。

★代用監獄制度 刑事訴訟法では、警察に逮捕された被疑者の勾留を3日以内に裁判官が決定し、公判まで法務省が管理する拘留所に移すと定められ、最大23日間、勾留される。しかし、1908年(明治41)の監獄法(現刑事収用施設法)により、拘留所の代用として警察の留置所の利用が認められた。世界に類を見ない制度だが、現行法にいま残され、自白の強要など人権侵害の温床となっている。

「ミランダ原則」

取り調べにおける人権の保障

伊藤 アメリカでは、「ミランダ原則」といって、被疑者が取り調べに弁護人の立会いを求めた場合、警察は弁護人の立会いなしに被疑者の取り調べをすることはできません。また、取り調べに応じるかどうかは被疑者が決め、拒絶することができます。

日本の場合、取り調べに弁護人の立ち会いはありませんし、取り調べに受忍義務があるとする実務になっており、取り調べを拒絶できる選択肢がないのが現実です。

——「ミランダ原則」は、やはり黙秘権の延長ですか。

伊藤 そうです。そもそも密室における取り調べは、強制的なもので、黙秘権を侵害する危険性ははらんでいます。

密室の取り調べ自体が人権侵害であることから、その人権侵害の状況を払拭するためには「取り調べ自体を拒絶する権利がありますよ」と告げるルールになっています。その上で「取り調べを受けます」と言う人を取り調べて、はじめて自白は証拠として採用されるのです。

——アメリカの基準に照らすと、日本の自白調書は証拠にはなりませんね。暴力のあるなしにかかわらず人権侵害による自白の強要とみなされますね。

伊藤 「あなたは取り調べを拒絶することができます」と告げられないまま、自白をさせられた場合、アメリカでは適正手続きに違反し、憲法違反です。

拒絶できる権利を告げられなかった状況での自白は証拠能力が排除されているのです。

——取り調べを被疑者の人権の観点でルール化する、とても重要な視点ですね。

無視された憲法38条「黙秘権」

——日本国憲法でも第38条で「何人も自己に不利益な供述を強要されない」(第1項)と黙秘権を保障し、さらに「自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には有罪とされ、又は刑罰を科せられない」(第3項)と書かれています。それなのに、取り調べで自白が重視されているのはなぜでしょうか。

伊藤 やはり、裁判所がイニシアチブを発揮しなかったからだと思います。例えば、裁判所が取り調べの全面可視化されていない自白は全部ダメとか、弁護人の立ち合いなしの自白も証拠採用しないと判断を示せばいいですが、そうした積極的な判断は示されてきませんでした。

4大再審事件で免田栄さんたちが生還してきた80年代に、えん罪の原因は自白であると明らかになったにもかかわらず、法務省は何の改革もせず、最高裁はその後も自白偏重の裁判をずっと放置してきました。そして、「足利事件」や富山の「氷見事件」、鹿児島県の「志布志事件」など、えん罪がくりかえされています。

取り調べ可視化法案の動向

——民主党は「取り調べの可視化で冤罪を防止する」(マニフェスト2009)と唱って政権につきましたが、法務省は今国会での可視化法案(刑事訴訟法改正案)の提出を見送る方針です。いま国会提出は2012年以降という見通しも報道されています。

伊藤 千葉法務大臣は大臣就任演説で取り調べの可視化はやるといっていました。法務省にかなり反対論が強く、法務省独自の研究会を開いています。こうした研究会は、国民に開かれた会合にするべきですが、一切、その内容が開かれていないという大きな問題があります。

警察は法制上、国家公安委員会が管理していますが、国家公安委員のほとんどが可視化に反対しているので、国家公安委員会も独自に取り調べに関する研究会を立ち上げています。

司法官僚や国家公安委員、警察の人たちが反対しているという理由で、選挙のマニフェストに掲げて多数をとった政党が官僚の抵抗にあって国会に法案提出を遅らせるのは非常におかしいと思います。

——マニフェストは国民との契約であり、国民主権という民主主義の大前提に立ち返って欲しいですね。

伊藤 役所に抵抗があるのでなかなか通らないということがあっても政治主導で法案を通して方向性を決めていきたいです。民主党は野党時代に3回も可視化法案を提出し、そのうち2回はいずれも参議院を通過しています。当時は野党だから、いいかげんな法案だったわけでもありません。日弁連もこの法案を立派な法案として評価してきました。

とにかく、基本となる法律を通してから、その後の具体的

な実施について、警察や検察の組織内で詰めていくのが順序だと思います。

——つまり、官僚に押されて順序が逆になっていると。

伊藤 そうですね。マニフェストで約束された政策でも、国民が声をあげなければ、実施が遅れるということがあるかもしれないので、とくに司法の分野では、国民がもっと声をあげることが必要だと思います。

えん罪の被害にあう人は国民全体から見ると極少数で、他の分野に比べて声が小さいかもしれません。でも、えん罪の被害にあったら取り返しがつきません。

また、これから、市民ひとりひとりが裁判員になるのですから、取り調べ全面可視化が実現していない刑事司法の下で、自白を証拠とする事件を裁けば、自分がえん罪に加担することになるかもしれません。その意味でも、国民全体で関心を持っていただきたいですね。

——いまの制度では、無実の人の人生や命を奪ってしまう恐れもありますね。

まず可視化法から、刑事司法制度改革へ

——民主党のマニフェストには、取り調べでの「弁護人の立ち合い」は入っていませんでしたが。

伊藤 野党時代の民主党法案は、「取り調べの全面可視化」とともに「検察官手持ち証拠リストの弁護側への開示」を内容としていました。いまの刑事訴訟法では、被告人に有利な証拠でも、検察側の裁量で、弁護側に事前に開示されない可能性があります。

民主党法案は全面開示ではないですが、まず検察官手持ちの全証拠のリストをすべて、弁護側に事前に開示しなければならないと定めていました。イギリスの制度を参考にした提案だと思いますが、私は重要な提案だと思っています。

しかし、改革すべき点は可視化と証拠開示にとどまりません。「取り調べの時間が長すぎる問題」、「受忍義務」、「弁護士の立会いの権利」など、取り調べについては、国際水準に照らして、まだ検討すべき問題が残されています。

「代用監獄制度」も、かなり国際的に批判され、国連から廃止せよと勧告を受けています。弁護側の「DNA鑑定の権利の保障問題」も含めて、様々な課題があります。まず、全面可視化を緊急の問題として実現して、その上で積み残しの問題に引き続き取り組んでいく必要があると思います。

「取り調べの可視化」の問題だけで、刑事司法の改革が終わるわけではありません。日本の刑事司法を国際的な水準に近づけ、えん罪を生まないための抜本的な改善を進めていく必要があると思います。そのためにもまず、改革の第一歩として、「取り調べの可視化」を早急を実現することが重要だと思います。

詳しくは

日本弁護士連合会

<http://www.nichibenren.or.jp>